

重要事務事業調整案

第二小委員会 協議状況報告

平成16年2月27日

部会名	住民生活	分科会名	住 民			
管理番号	事務事業名	課題(調整が必要な項目・内容)	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
021 - 034	手数料・使用料	窓口手数料のうち、印鑑登録手帳の交付、住民基本台帳の閲覧、住民基本台帳記載事項証明書交付等、一部に差がある。	県内他市、全国類似都市との比較から、鶴岡市の例を基本に調整する。	1.合併まで 2.経過処置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3.当面従来通り	原案のとおり	
		(主な意見等) ・将来的には料金を下げること検討していただきたい。				
021 - 036	延長窓口	鶴岡市・藤島町では、全日、各種証明の交付申請のみ受付け、証明は後日郵送。 羽黒町ほか 3 町では、週 1 回又は月 2 回、延長窓口で証明書等を交付している。(櫛引町・三川町では届の受付、収納も含む。温海町では、利用状況などから、近く鶴岡市の方式に切替える方向である。)	実施日が限定されないことにより、市民の利便性が向上することから、鶴岡市・藤島町の例を基本とする方向で調整する。	1.合併まで 2.経過処置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3.当面従来通り	原案のとおり	

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
022-002 (022-003)	町内会連合会事務局事務 (町内会長連絡協議会事務局事務) (駐在員連絡協議会事務局事務) (町内会事務局事務) (区長会事務局事務)	○構成町内会の区域に相違がある。 鶴岡市 町内会連合会は市全域の町内会・住民会の組織ではなく、市街地6地区のみを102町内会で組織している。 郊外地15地区には、150の集落に自治会等が組織されているが、各集落の自治会長と駐在員は別々に定められている。 (但し、兼務の方も相当数いる) 他町村 町村全域の町内会・集落等を組織する会となっている。	・各市町村における自治組織の形態が異なっており、調整しての対応が必要であるが、新市移行後に歴史的経過、地域特性をふまえて、地域住民の意思も尊重しながら、あるべき姿を検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	調整する時期5年以内	
		(主な意見等) *管理番号022-002から022-016について一括協議 ・行政コスト、人員配置、委託料等時間をかけて実態を綿密に調査し、状況把握しながら行っていただきたい。 ・特色ある地域づくりにも関連するが、一定の残すべきものもあるような気がする。歴史ある地域、経過も踏まえ時間をかけて調整すべきである。 ・合併に際して自治組織は住民の関心が強い、当初からある程度時間をかけるのも一つの方策である。 ・3年以内に出来ないのなら期間を延ばすべきであって、約束ごととして調整の時期を明確にすべきでないか。 ・支所の機能や権限などとも関連すると思うが、住民が築き上げてきた部分については、慎重に時間をかけて調整することが住民も受け入れやすい。 ・調整する時期について、3年以内では不安があることから5年以内とする。				

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
022-004	町内会運営補助金交付事務（自治振興交付金）	○ 交付内容に相違がある。 鶴岡市 町内会運営補助金（均等割 37,000 円＋世帯割 665 円） 櫛引町 集落自治振興交付金（平等割 50,000 円＋世帯割 1,500 円＋一人暮らし老人世帯 5,000 円＋老人世帯 3,000 円） 三川町 町内会自治振興交付金（平等割 100,000 円＋均等割 600 円） 朝日村 行政運営交付金（1 世帯あたり 2,000 円。但し、自主防災組織集落には、1 世帯あたり 1,000 円加算） 温海町 集落振興運営交付金（人口割 36 円＋世帯割 239 円＋均等割 26,042 円） 藤島町、羽黒町は交付していない	・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	調整する時期 5 年以内	

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
0 2 2 - 0 0 5	行政事務委託料交付事務 （町内会長報酬等支給事務） （駐在員設置事業）		○委託料（報酬額）に相違がある。 鶴岡市 駐在員報酬（均等割 38,300 円 + 世帯割 685 円） 藤島町 町内会長報酬（均等割 138,000 円 + 世帯割 1,500 円） 羽黒町 区長報酬（年平均 180,000 円） 櫛引町 区長報酬（均等割 108,000 円 + 世帯割 1,540 円） 三川町 町内会長報酬（年額 143,000 円） 行政事務委託料（世帯割 1,140 円） 朝日村 駐在員報酬（予算総額の 1/2 を 4 0 部落で均等割、他の 1/2 を 各部落の世帯数割） 温海町 駐在員報酬（88,000 円） 行政事務取扱交付金（平等割 + 世帯割 + 距離割）	・新市移行後、自治組織のあるべき姿 を検討した後に、段階的に検討する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	調整する 時期 5 年 以内

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
0 2 2 - 0 0 8	町内会長報酬等支給事務 （行政事務委託料交付事務） （駐在員設置事業）	○報酬額（委託料）に相違がある。 0 2 2 - 0 0 5と同じ内容	・新市移行後、自治組織のあるべき姿 を検討した後に、段階的に検討する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	調整する 時期 5 年 以内	
0 2 2 - 0 1 1	駐在員設置事業 （行政事務委託料交付事務） （町内会長報酬等支給事務）	○報酬額（委託料）に相違がある。 0 2 2 - 0 0 5と同じ内容	・新市移行後、自治組織のあるべき姿 を検討した後に、段階的に検討する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	調整する 時期 5 年 以内	

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
022-015	コミュニティセンター管理運営事業	○鶴岡市のみ、コミュニティ活動拠点施設としてコミュニティセンターを設置し、自治振興会等地元公共的団体に管理運営を委託している。 委託料でなく、管理運営補助金を交付している。 ○コミセン使用料については、21コミセン統一した使用料を徴収している。	・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	調整する時期5年以内	
022-016	郊外地域行政連絡業務委託事業	○鶴岡市のみ、各種証明書交付の取次ぎ等行政連絡業務を郊外地の自治振興会等地元公共的団体に委託している。 委託料 近隣地域 2,083,000 円 遠隔地域 3,214,000 円	・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	調整する時期5年以内	

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
022-037	斎場管理運営事業	○ 2市町（鶴・藤）で設置し、1町（温）で新潟県山北町に業務委託しているが、使用料に相違がある。 鶴岡市・・・ 【市民】5,800円（15歳以上） 4,100円（15歳未満） 2,300円（死産児） 350円（胞衣） 110円（産穢物） 【市民以外】43,000円（15歳以上） 32,000円（15歳未満） 16,000円（死産児） 藤島町・・・【町民】15,000円 【町外】35,000円 温海町・・・ 【町民】15,000円（15歳以上） 11,500円（15歳未満） 8,100円（死産（胎）児） 4,600円（産汚物） 【町民以外】30,000円（15歳以上） 18,400円（15歳未満） 13,900円（死産（胎）児） 6,900円（産汚物） 【霊柩車使用料】10,000円		・ 鶴岡市の例を基本に、斎場使用料を調整する。 鶴岡市の例の内容 【市民】5,800円（15歳以上） 4,100円（15歳未満） 2,300円（死産児） 350円（胞衣） 110円（産穢物） 【市民以外】43,000円（15歳以上） 32,000円（15歳未満） 16,000円（死産児） ・ 山北町火葬場の利用については、今後も業務委託することとし、村上市岩船郡6市町村合併協議会の意向を尊重しながら、負担金額を調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
022 - 039	斎場等使用料補助金交付事務	○ 4 町村で、交付内容に差がある。 （羽・櫛・三・朝） 羽黒町・・・斎場使用料から 10,000 円 （死産児については、 5,000 円）を控除した額を補助。 櫛引町・・・羽黒町に同じ 三川町・・・鶴岡市、酒田市、藤島町の 斎場使用料から 15,000 円を 控除した額を補助。 朝日村・・・羽黒町に同じ	・ 鶴岡市斎場使用料との差額を補助する。 ・ 地域的に、従来どおり酒田市や余目町の斎場を利用する場合が想定されるため、利用者の負担にならないように存続の方向で調整する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	原案のとおり	

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
0 2 2 - 0 2 8	総合相談窓口設置事業	○事業主体に相違がある。 鶴岡市・・・市 三川町・・・町 藤島町、羽黒町、櫛引町、温海町 ・・・社協	・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	原案のとおり	
		○開設日に相違がある。 鶴岡市・・・日曜祝日を除く毎日 藤島町・・・毎週金曜日（第 1・・・法律、 人権・・・第 2、教育・・・第 3、 一般生活・・・第 4・5 羽黒町・・・毎週火曜日（一般相談） 月～金曜日（常設相談） 櫛引町・・・月～金曜日（常設相談） 毎週火曜日（一般相談） 第 2 木曜日（人権相談） 第 4 木曜日（行政相談） 随時対応（法律相談） 三川町・・・月 2 回 温海町・・・月 1 回				

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
0 2 2 - 0 2 8	総合相談窓口設置事業	○開設時間に相違がある。 鶴岡市・・・9～16 時 藤島町・・・13 時 30 分～16 時 30 分 羽黒町・・・10～15 時（一般） 8 時 30 分～17 時（常設） 櫛引町・・・8 時 30 分～17 時（常設） 13～16 時（一般・専門） 三川町・・・10～15 時 温海町・・・13～15 時	・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	原案のとおり	
		○開設場所に相違がある。 鶴岡市・・・市役所東庁舎 藤島町・・・老人福祉センター相談室 羽黒町・・・老人福祉センター相談室 櫛引町・・・老人福祉センター相談室 三川町・・・社会福祉センター 温海町・・・ふれセンと地区公民館				

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
022 - 028	総合相談窓口設置事業	○相談員の人員に相違がある。 鶴岡市・・・嘱託職員 4 名 藤島町・・・人権擁護委員 3 名 司法書士 1 名 保護司 1 名 民生児童委員 1 名 羽黒町・・・一般相談員 6 名 専門相談員 8 名 櫛引町・・・心配ごと相談員 4 名 人権擁護委員 4 名 行政相談員 1 名 三川町・・・相談員 2 名 温海町・・・人権擁護委員 5 名 行政相談員 1 名 民生児童委員 2 名		・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
		（主な意見等） ・専門職員の配置や旧市町村間のネットワーク化等により、機能強化に努めていただきたい。				

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
0 2 2 - 0 3 0	消費生活センター設置事業	○常設の消費生活センターを設置しているのは鶴岡市のみであり、6町村では設置していない。	・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、消費生活センター相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
		（主な意見等） ・調整時期3年以内となっているが、出来るだけ早く相談体制の強化を整えていただきたい。				

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
0 2 2 - 0 3 7	斎場管理運営事業	○ 2 市町（鶴・藤）で設置し、1 町（温）で新潟県山北町に業務委託しているが、使用料に相違がある。 鶴岡市・・・ 【市民】5,800 円（15 歳以上） 4,100 円（15 歳未満） 2,300 円（死産児） 350 円（胞衣） 110 円（産穢物） 【市民以外】43,000 円（15 歳以上） 32,000 円（15 歳未満） 16,000 円（死産児） 藤島町・・・【町民】15,000 円 【町外】35,000 円 温海町・・・ 【町民】15,000 円（15 歳以上） 11,500 円（15 歳未満） 8,100 円（死産（胎）児） 4,600 円（産汚物） 【町民以外】30,000 円（15 歳以上） 18,400 円（15 歳未満） 13,900 円（死産（胎）児） 6,900 円（産汚物） 【霊柩車使用料】10,000 円	・ 鶴岡市の例を基本に、斎場使用料を調整する。 鶴岡市の例の内容 【市民】5,800 円（15 歳以上） 4,100 円（15 歳未満） 2,300 円（死産児） 350 円（胞衣） 110 円（産穢物） 【市民以外】43,000 円（15 歳以上） 32,000 円（15 歳未満） 16,000 円（死産児） ・ 山北町火葬場の利用については、今後も業務委託することとし、村上市岩船郡 6 市町村合併協議会の意向を尊重しながら、負担金額を調整する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ☐ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3 . 当面従来通り	原案のとおり	

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
022 - 039	斎場等使用料補助金交付事務	○ 4 町村で、交付内容に差がある。 （羽・櫛・三・朝） 羽黒町・・・斎場使用料から 10,000 円 （死産児については、 5,000 円）を控除した額を補助。 櫛引町・・・羽黒町に同じ 三川町・・・鶴岡市、酒田市、藤島町の 斎場使用料から 15,000 円を 控除した額を補助。 朝日村・・・羽黒町に同じ	・ 鶴岡市斎場使用料との差額を補助する。 ・ 地域的に、従来どおり酒田市や余目町の斎場を利用する場合が想定されるため、利用者の負担にならないように存続の方向で調整する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	原案のとおり	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
〔税 率〕						
023-1001	個人住民税の均等割の税率	均等割税率の相違 ・鶴岡市... 2 , 5 0 0 円 ・町 村... 2 , 0 0 0 円 所得割税率は同じ	個人市民税の均等割税率は標準税率（現行 2,500 円）とする、ただし合併年度及びこれに続く 5 か年度は不均一課税とする。 理由: 合併直後の住民負担(税負担) の増加を回避する観点	1 . 合併まで 2 . 経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	原案のとおり	
023-2002	都市計画税の税率	税率の相違 ・鶴岡市... 0 . 3 0 % ・藤島町... 0 . 2 0 % ・温海町... 0 . 2 0 % 他町村は当該税目なし	都市計画税の税率は鶴岡市の例（0.30%）を基本に調整する、ただし合併する年度及びこれに続き新市における課税区域が設定されるまでの年度（5 年度内）は不均一課税とする 理由: 合併直後の住民負担(税負担) の増加を回避する観点	1 . 合併まで 2 . 経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	原案のとおり	
023-2036	固定資産税不均一課税の税率 ＜国際観光ホテル整備法等関係＞ （地方税法第 6 条適用）	現行不均一課税の税率等の相違 ・鶴岡市...（ 5 年度分 ） 1 . 0 % ・温海町...（ 5 年度分 ） 0 . 7 % * 6 年度目～ 8 年度目も不均一課税 他町村は当該なし	不均一課税の税率及び適用期間については鶴岡市の例を基本に調整する、ただし合併する年度及び合併前に適用中のものは旧条例により不均一税率とする 理由: 現在適用中の納税義務者に対する不利益を回避する観点	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	原案のとおり	
（主な意見等） ・政策的に取り組んでいることであり、慎重に行っていただきたい。						

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
〔納期〕						
023-1001	個人住民税の納期		納期の相違 ・ <u>地方税法規定納期... 6・8・10・1月</u> ・鶴岡市、羽黒町、三川町、朝日村、温海町.....法規定納期 ・藤島町...但書適用し第2期が11月 ・櫛引町...但書適用し第4期が12月	個人住民税の納期は法規定納期（現行の鶴岡市、羽黒町、三川町、朝日村、温海町の例）による 理由：住民周知、指定金融機関での取扱い、賦課事務、徴収管理の観点で統一	1. <u>合併まで</u> 2. 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
023-2001	固定資産税の納期		納期の相違 ・ <u>地方税法規定納期... 4・7・12・2月</u> ・鶴岡市...法規定納期 （ただし、評価替年度の第1期は5月） ・藤島町、三川町、朝日村... 2期分相違 ・羽黒町、櫛引町、温海町... 3期分相違	固定資産税・都市計画税の納期は5月、7月、12月及び2月に統一する 理由：住民周知、指定金融機関での取扱い、賦課事務、徴収管理の観点で統一	1. <u>合併まで</u> 2. 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
023-2002	都市計画税の納期					
023-3008	軽自動車税の納期		納期の相違 ・ <u>地方税法規定納期...4月</u> ・鶴岡市...5月 ・藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町...法規定納期	軽自動車税の納期は5月（鶴岡市の例）とする 理由：住民周知、指定金融機関での取扱い、賦課事務、徴収管理の観点で統一	1. <u>合併まで</u> 2. 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
〔課税区域〕						
023-2002	都市計画税の課税区域	都市計画区域と都市計画税課税市町村の相違 ・課税市町.....鶴岡市、藤島町、温海町 ・区域有課税無.....櫛引町、三川町 ・区域無課税無.....羽黒町、朝日村	都市計画税の課税区域は現行のとりとする、ただし合併後に新市における都市計画区域及び新都市計画事業計画を踏まえ設定 理由:合併直後の住民負担増の回避、都市計画区域の有無、新市での区域と都市計画事業が未定であること等を勘案	1.合併まで 2.経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3.当面従来通り	原案のとり	
		(主な意見等) ・課税区域の決定にあたっては、地域住民の合意の基に進めていただきたい。				
〔免除・減免〕						
023-1003 (個人住民税) 023-2006 (固定資産税) 023-3012 (軽自動車税)	免除及び減免規定	免除・減免規定の相違 免除・減免基準(事項)の相違 免除・減免基準(割合)の相違	免除・減免規定及び基準は鶴岡市の例を基本に調整する 理由:概ね鶴岡市の例により包含される	1.合併まで 2.経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3.当面従来通り	原案のとり	
023-3017	入湯税の税率及び課税免除	税率の設定の相違 免除規定の相違 ・「特に町(村)長が必要と認める者」の規定...三川町、朝日村、温海町 ・「山形県福祉休養ホーム寿海荘、温海町在宅老人デイ・サービスセンター」の規定...温海町	入湯税の税率は鶴岡市、温海町の例による 入湯税の課税免除については鶴岡市の例に、第5号として「(5)特に市長が必要と認める者」を加える、ただし「寿海荘」の入湯については、従前の温海町の規定による 理由:概ね鶴岡市の例により包含されることと、これまでの施策に配慮する観点	1.合併まで 2.経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3.当面従来通り	原案のとり	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
023 - 3024	国民健康保険税税制 （税率・納期）	税率及び納期に相違がある 【税率】 （医療） （介護） 所得割（％） 4.60～6.90 0.63～1.10 資産割（％） 22.30～30.00 4.10～7.50 均等割（円） 17,500～22,400 5,200～6,800 平等割（円） 23,500～31,000 3,200～4,600 【納期】 10期（温海町）9期（鶴岡市） 8期（その他）	税率については合併特例法の規定に基づき不均一賦課を適用し、新市において段階的な調整を行うなど激変緩和を図る 納期については電算システム及び収納業務への影響等を踏まえ調整決定する	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
		（主な意見等） ・調整する時期について5年以内としているが、税に関することは特殊な例を除き、なるべく早く調整すべきである。				
023 - 5016	検診事業	人間ドック等の検診にかかる国保単独上乗せ助成額、対象者、対象基準日に相違がある	合併後、不均一賦課と併せ新市において調整する	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
023 - 5025	出産育児一時金・葬祭費 支給事務	支給額に相違がある （出産育児一時金） 30 万円 鶴岡市、羽黒町、櫛引町、温海町 35 万円 藤島町、三川町、朝日村 （葬祭費） 5.0 万円 三川町、温海町 5.5 万円 羽黒町 6.5 万円 櫛引町 7.0 万円 鶴岡市、藤島町 10 万円 朝日村 出産育児一時金貸付制度について、制度の有無、貸付割合に相違がある 鶴岡市にのみ制度なし 藤島町 8 割、その他 9 割	・合併後、不均一賦課と併せ新市において調整する ・出産育児一時金貸付制度については、制度を設けることとし、合併までに統一する	1．合併まで 2．経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
		（主な意見等） ・少子化の傾向にあることから、出産育児一時金について高い方に統一はならないのか。				
023 - 5204	単独事業の状況 （福祉医療）	福祉単独医療における重度心身障害者医療対象者、乳幼児医療対象者の所得要件に一部相違がある 重度心身障害者医療対象者 藤島町のみ県基準と不一致 乳幼児医療対象者の所得要件 鶴岡市のみに有、他なし	合併後、新市において調整する	1．合併まで 2．経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
		（主な意見等） ・是非サービスの低下にならないよう要望する。				

部会名	住民生活	分科会名	環 境			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
24 — 3	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	1．根拠条例 2．補助要綱（設置主体に相違あり） 補助事業なし 藤島町、三川町 行政が設置主体 櫛引町、温海町 住民が “ 鶴岡市、羽黒町 朝日村 利子補給あり 鶴岡市、朝日村 温海町 管理補助あり 羽黒町	条例・規則・要綱等の調整 ・設置主体の調整 町村は行政主体 鶴岡市は個人設置 ・補助内容の調整 （対象区域、融資斡旋、補助率等）	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3 .当面従来通り	原案のとおり	
		（主な意見等） ・公共下水道、農業集落排水等での整備が困難な条件不利地域に不公平感が生じないよう、新市において新しい方向性を示していただきたい。				
24 — 13	ごみ収集事業	1．分別計画 2．収集計画 ステーションの整備補助あり 藤島町、朝日村、温海町 団体の収集補助 鶴岡市のみ 3．配車計画	分別・収集・配車計画の調整 ・収集区域の見直し 効率的な収集方法の調整 委託料・委託形態の調整 ・ステーション設置補助の廃止 ・団体の収集補助の廃止	1．合併まで 2 .経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3 .当面従来通り	原案のとおり	
		（主な意見等） ・ごみステーション設置補助の廃止について、財政的な面から理解できるが、政策的に行ってきた経過もあることから、廃止にあたって行政の考え方を明確にすべきである。				
24 — 14	清掃指導事業	1．推進員設置要綱 廃棄物減量推進員委嘱 鶴岡市、羽黒町、櫛引町、三川町 衛生協力員 朝日村 環境監視員 藤島町	条例・規則・要綱等の調整 ・事業内容の調整 合併時に鶴岡市の例を基本に事業内容及び衛生組織との調整を図る。 ・協力団体との調整(衛連)	1 .合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3 .当面従来通り	原案のとおり	

部会名	住民生活	分科会名	環 境			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
24 — 17	指定ごみ袋作成販売事業	1．販売価格、指定の内容（色、大きさ） 鶴岡市 4.6 円/枚～5.5 円/枚 藤島町 20 円(衛連で販売) 羽黒町 13.5 円/枚～16.5 円/枚 商工会に依頼 櫛引町 6.4 円/枚～9.5 円/枚 三川町 商工会に委託 朝日村 指定の原版のみ 温海町 商工会に委託	・販売価格の調整(処理組合で協議中) 合併時に新たな基準を定め統一する。 ・協力団体との調整(衛連) 衛連での販売を廃止	1．合併まで 2．経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
24 — 18	資源回収事業	1．報奨金 【紙・金属】(団体) (業者) 鶴岡市 5 円/Kg 6 円/Kg 藤島町 3 円/Kg 6 円/Kg 羽黒町 2 円/Kg 6 円/Kg 櫛引町 5 円/Kg 6 円/Kg 三川町 5 円/Kg 6 円/Kg 朝日村 5 円/Kg 1 円/Kg 温海町 2 円/Kg 5 円/Kg 衛連負担あり 藤島町、三川町、 櫛引町 2．回収方法 拠点回収 羽黒町、櫛引町、朝日村 三川町	1．報奨金・回収方法等の調整 協力団体との調整(衛連負担廃止) 合併時に鶴岡市の例を基本に統一する。 2．拠点回収の方向 合併後 3 年以内に調整する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り 1．合併まで 2．経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り	原案のとおり	

部会名	住民生活	分科会名	環 境			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
24 — 19	ごみ減量・リサイクル推進事業	1．生ごみ処理器助成 鶴岡市 1/3（上限 20,000 円） 藤島町 1/2（上限 5,000 円） 羽黒町 1/2（上限 20,000 円） 櫛引町 1/2（上限 15,000 円） 衛連 5,000 円 三川町 1/2（上限 15,000 円） 朝日村 1/3（上限 20,000 円） 温海町 1/2（上限 20,000 円） 2．多量排出事業所指導 3．環境にやさしい店認定制度 鶴岡市のみ	条例・規則等の調整 補助制度(補助率、限度額)の調整 鶴岡市、朝日村の制度に合わせる。 環境にやさしい店認定制度 鶴岡市の制度に合わせる。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り	原案の とおり	

部会名	住民生活	分科会名	消防防災			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
025 — 011	消防団組織体制維持管理	○市町村ごとに組織されている消防団の新市における組織体制。	地域に密着して活動を展開しているそれぞれの消防団の体制を維持しつつ、新市においては、連合消防団体制の方向で調整する。 新市における消防団の名称は、〇〇市消防団とし、現在の各市町村の消防団は、〇〇支団もしくは〇〇方面団等の名称で調整する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 1年以内 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
		（主な意見等） ・自主防災組織の体制強化も検討する必要がある。 ・指揮命令系統を明確にすべきである。 ・常備消防との関係も含め、将来的な体制も検討すべきである。				
025 — 012	消防団員報酬、手当、退職報償金等交付事務	○消防団員の報酬金額、出勤等手当の有無と金額に相違がある。 （詳細は、別紙のとおり）	報酬、手当等の格差が大きいため、経過措置を講じた後、新市において検討し、段階的に調整を図る。	1．合併まで 2．経過措置 □ 1年以内 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
		（主な意見等） ・報償金的な意味あいのある出場手当の支給及び調整については、十分検討していただきたい。				

部会名	住民生活	分科会名	消防防災			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
025 — 020	消防団分団交付金等	○市町村において、分団等に交付する交付金の額及び交付の範囲に相違がある。	早急に調整すると、消防団の活動そのものに支障が出ることから、当面は現状のままとし、新市において一定の期間十分に検討し、不公平感及び団運営に支障のないよう調整・統一する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 1年以内 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
025 — 045	・防災行政無線の再構築 ・防災行政無線保守管理 ・地域防災行政無線保守管理	・全市町村の防災行政無線統一が義務付けられている。 羽黒町、朝日村の機器老朽化戸別受信機の現状維持 ・固定系及び移動系の保守管理委託料が市町村毎異なる。 全市町村委託料総額 7,500千円	・当面は統合器によりシステムの統一化を図るが、旧市町村単位の機器老朽化を勘案しながら、かつ戸別受信機のあり方も含て段階的にシステムの再構築を図る。 ・委託管理は当分の間、現行のとおりとし、システムの再構築に併せ段階的に調整を図る。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
		(主な意見等) ・老朽化している戸別受信機の対応も検討していただきたい。				

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
031 - 002	妊婦健康診査	検査項目前期一回目（尿検査、血液検査、梅毒血清反応、H C V 抗体、A T L、不規則抗体、H B s 抗原、血圧、体重、所見（浮腫））、後期二回目（尿検査、血液検査、血圧、体重、所見（浮腫））、対象者数、受診券枚数の相違。 超音波検査実施状況 鶴岡市 （妊婦 8 7 0 人） 全妊婦に 2 枚支給 藤島町 （妊婦 1 0 0 人） 3 5 歳以上（ 1 0 人）に 1 枚支給 羽黒町 （妊婦 8 0 人） 3 5 歳以上（ 1 0 人）に 1 枚支給 櫛引町 （妊婦 6 0 人） 全妊婦に 3 枚支給 三川町 （妊婦 5 5 人） 第 1 子に 1 枚、第 2 子に 2 枚、第 3 子に 3 枚支給 朝日村 （妊婦 3 0 人） 3 5 歳以上（ 5 人）に 1 枚支給 温海町 （妊婦 7 0 人） 3 5 歳以上（ 1 0 人）に 1 枚支給		一般健康診査並びに超音波検査は鶴岡市の例を基本に調整する。 その結果として超音波検査券の支給が藤島、羽黒、三川（一部）、朝日、温海は増枚、櫛引、三川（一部）が減枚となる。 （別紙参照）	1．合併まで 2．経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来どおり	原案のとおり

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
031 - 014	4 か月児健康診査	対象児の年齢・実施方法・内容に違いがある。 鶴岡市 4 か月児、7 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診を各々月 2 回ずつ、年 9 6 回実施。 藤島町 3 ～ 4 か月児、1 歳 6 か月児健診（年 6 回）、3 歳児健診（年 4 回） 羽黒町 4 か月児、9 ～ 1 0 か月児健診を同時実施（年 6 回）、1 歳 6 か月児、3 歳児健診（年 4 回） 櫛引町 4 か月児、7 か月児、1 歳児健診を同時実施（年 1 2 回）、1 歳 6 か月児、3 歳児健診（年 4 回） 三川町 4 か月児、7 か月児、1 0 か月児健診を同時実施（年 1 2 回）、1 歳 6 か月児健診（年 3 回）、3 歳児健診（年 4 回） 朝日村 3 ～ 4 か月児、6 ～ 7 か月児、9 ～ 1 0 か月児、1 歳児健診を同時実施（年 1 2 回）、1 歳 6 か月児、3 歳児健診（年 4 回） 温海町 3 ～ 4 か月児、9 ～ 1 0 か月児健診を同時実施（年 6 回）、1 歳 6 か月児健診（年 4 回）、3 歳児健診（年 2 回）		鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。 （別紙参照）	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3. 当面従来どおり	原案のとおり
031 - 015	7 か月児健康診査			鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。		
031 - 016	9 ～ 1 0 か月児健康診査			合併時に廃止し、1 歳児健康教室として事業内容を変更して実施する。		
031 - 017	1 歳児健康診査			合併時に廃止し、1 歳児健康教室として事業内容を変更して実施する。		
031 - 018	1 歳 6 か月児健康診査			鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。		
031 - 019	3 歳児健康診査			鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。		

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
031 - 037	ツベリクリン・ＢＣＧ接種	集団実施	一部事務は集約化。会場については、本所、各支所で実施する方向で調整する。 （別紙参照）	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来どおり	原案のとおり	
031 - 039	ポリオ予防接種	集団実施。	一部事務は集約化。会場については、本所、各支所で実施する方向で調整する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来どおり	原案のとおり	
031 - 040	三種混合予防接種	個別接種。	一部事務について一元化する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来どおり	原案のとおり	
031 - 041	麻しん・風しん・日本脳炎予防接種	個別接種。委託医療機関、委託料、自己負担金、収入調定に相違がある。	一部事務は集約化するとともに、徴収方法については、鶴岡市の例を基本とする方向で調整する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来どおり	原案のとおり	

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
031 - 067	集団基本健診	○健診項目の選択項目の取扱いに違いがある。 ○申込方法に違いがある。 ○対象年齢に一部違いがある。 (7 0 歳以上を集団健診から除外し個別健診のみに限定(櫛引))	7 0 歳以上も対象とすることで調整する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来どおり	原案のとおり	
		○問診票の配布方法が違う ・鶴岡市 郵送 ・藤島町 郵送、推進員 ・羽黒町 保健班長 ・櫛引町 郵送 ・三川町 町内会 ・朝日村 駐在員 ・温海町 郵送	郵送による方法で調整する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来どおり	原案のとおり	
		○自己負担金が違う ・鶴岡市 1,300 円 ・藤島町 1,000 円 ・羽黒町 1,000 円 ・櫛引町 600～1,200 円 ・三川町 0～1,000 円 ・朝日村 1,200 円 ・温海町 0～1,400 円	国の徴収基準により調整する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来どおり	原案のとおり	
		○免除制度に違いがある。	免除制度は、老人保健事業にもとづき鶴岡市の例を基本に調整する。 ・ 6 5 歳以上は無料 ・ 生活保護世帯は無料(要申請) ・ 市民税非課税世帯は無料(要申請)	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来どおり	原案のとおり	
		○自己負担金の収納処理が違う。	自己負担金徴収の処理方法について調整する。 (人間ドック等他の健診にかかる分も同じ取扱いとする)	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来どおり	原案のとおり	

部会名	健康福祉	分科会名	健康																																											
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況																																								
031 - 069	消化器検診	○胃がん検診 減免対象者及び胃がん検診自己負担金に相違がある。 <table><tr><td>・鶴岡市</td><td>1,000 円</td><td>・藤島町</td><td>1,400 円</td></tr><tr><td>・羽黒町</td><td>1,000 円</td><td>・櫛引町</td><td>1,300 円</td></tr><tr><td>・三川町</td><td>1,300 円</td><td>・朝日村</td><td>1,500 円</td></tr><tr><td>・温海町</td><td>1,500 円</td><td></td><td></td></tr></table> ○大腸がん検診の自己負担額は 400 円～600 円で 100～200 円差		・鶴岡市	1,000 円	・藤島町	1,400 円	・羽黒町	1,000 円	・櫛引町	1,300 円	・三川町	1,300 円	・朝日村	1,500 円	・温海町	1,500 円			鶴岡市の例を基準に調整する。 <table><tr><td>・藤島町</td><td>454 人×400 円（最大持出し）</td></tr><tr><td>・櫛引町</td><td>363 人×300 円</td></tr><tr><td>・三川町</td><td>706 人×300 円</td></tr><tr><td>・朝日村</td><td>564 人×500 円</td></tr><tr><td>・温海町</td><td>1,152 人×500 円</td></tr><tr><td>総額（最大）</td><td>1,360,300 円</td></tr></table> 減額による持出しは軽微と想定される。	・藤島町	454 人×400 円（最大持出し）	・櫛引町	363 人×300 円	・三川町	706 人×300 円	・朝日村	564 人×500 円	・温海町	1,152 人×500 円	総額（最大）	1,360,300 円	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来どおり	原案のとおり												
・鶴岡市	1,000 円	・藤島町	1,400 円																																											
・羽黒町	1,000 円	・櫛引町	1,300 円																																											
・三川町	1,300 円	・朝日村	1,500 円																																											
・温海町	1,500 円																																													
・藤島町	454 人×400 円（最大持出し）																																													
・櫛引町	363 人×300 円																																													
・三川町	706 人×300 円																																													
・朝日村	564 人×500 円																																													
・温海町	1,152 人×500 円																																													
総額（最大）	1,360,300 円																																													
031 - 071	婦人科検診	○子宮がん検診の自己負担に相違がある。 <table><tr><td></td><td>頸部がん</td><td>体部がん(+)</td></tr><tr><td>・鶴岡市</td><td>1,000 円</td><td>1,700 円</td></tr><tr><td>・藤島町</td><td>2,000 円</td><td></td></tr><tr><td>・羽黒町</td><td>1,000 円</td><td>1,700 円</td></tr><tr><td>・櫛引町</td><td>1,200 円</td><td></td></tr><tr><td>・三川町</td><td>1,100 円</td><td></td></tr><tr><td>・朝日村</td><td>1,500 円</td><td></td></tr><tr><td>・温海町</td><td>2,000 円</td><td></td></tr></table> ○乳がん検診の自己負担に相違がある。 <table><tr><td>・鶴岡市</td><td>400 円</td><td>・藤島町</td><td>800 円</td></tr><tr><td>・羽黒町</td><td>500 円</td><td>・櫛引町</td><td>500 円</td></tr><tr><td>・三川町</td><td>500 円</td><td>・朝日村</td><td>500 円</td></tr><tr><td>・温海町</td><td>900 円</td><td></td><td></td></tr></table>			頸部がん	体部がん(+)	・鶴岡市	1,000 円	1,700 円	・藤島町	2,000 円		・羽黒町	1,000 円	1,700 円	・櫛引町	1,200 円		・三川町	1,100 円		・朝日村	1,500 円		・温海町	2,000 円		・鶴岡市	400 円	・藤島町	800 円	・羽黒町	500 円	・櫛引町	500 円	・三川町	500 円	・朝日村	500 円	・温海町	900 円			鶴岡市の例を基準に調整する。 （乳がん検診については、国のマンモグラフィの導入が 16 年度から検討されているため、新制度として検診・料金体制を調整する。）	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来どおり	原案のとおり
	頸部がん	体部がん(+)																																												
・鶴岡市	1,000 円	1,700 円																																												
・藤島町	2,000 円																																													
・羽黒町	1,000 円	1,700 円																																												
・櫛引町	1,200 円																																													
・三川町	1,100 円																																													
・朝日村	1,500 円																																													
・温海町	2,000 円																																													
・鶴岡市	400 円	・藤島町	800 円																																											
・羽黒町	500 円	・櫛引町	500 円																																											
・三川町	500 円	・朝日村	500 円																																											
・温海町	900 円																																													

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
031 - 072	人間ドック	対象者に相違がある。 ・鶴岡市 40 歳以上 ・藤島町 40 歳以上 ・羽黒町 40～67 歳 ・櫛引町 30 歳以上 ・三川町 40～69 歳 ・朝日村 40 歳以上 ・温海町 40～65 歳（5 歳ごと）	当面現行どおりとし、対象年齢を統一することに調整する。 （別紙参照）	1．合併まで <u>2．経過措置</u> □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来どおり	原案のとおり	
		委託料に相違がある。 （別紙参照）	鶴岡市の例を基本に調整する。	1．合併まで <u>2．経過措置</u> □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来どおり	原案のとおり	
		自己負担金に相違がある。 （別紙参照） 国保の補助との関連大きい	当面現行どおりとし、国保事業とあわせ調整する。 （別紙参照）	1．合併まで <u>2．経過措置</u> □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来どおり	原案のとおり	
031 - 125	高齢者インフルエンザ 予防接種事業	委託料、減免対象者、減免手続きに相違あり。 ・委託料は、温海町が 1,000 円で他は 1,500 円。 ・減免対象は、鶴岡市が生保、市民非課税世帯で、町村は生保のみ。 ・減免手続き ○申請あり...鶴岡市、朝日村、温海町 ○申請なし...藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町（対象者に通知書） 他、各医療機関毎に異なる料金の統一が課題となっている。	鶴岡市の例を基本に調整する。 （別紙参照）	<u>1．合併まで</u> 2．経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来どおり	原案のとおり	

部会名	健康福祉	分科会名	福祉			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況	
032 - 020	社会福祉協議会 運営費等補助事業	社会福祉協議会が市町村に 1（社会福祉法 109 条）ということで、社会福祉協議会の合併の中で補助基準等の調整が必要である。	新社会福祉協議会に対する補助金の取扱い。 現状の補助水準を維持することを前提とした基準の作成。 社会福祉協議会との調整	1,合併まで 2,経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3,当面従来通り	原案の とおり	
032 - 033	重度障害者介護者激励金 支給事業	県補助事業（ 4 0 , 0 0 0 円 / 年 ）で、町村で上乗せ 鶴岡 ± 0 円 藤島 + 1 0 , 0 0 0 円 羽黒 + 1 0 , 0 0 0 円 櫛引 + 2 0 , 0 0 0 円 三川 ± 0 円 朝日 + 8 , 0 0 0 円 温海 + 1 2 , 0 0 0 円	県事業廃止に伴い合併までに事業を廃止する。	1,合併まで 2,経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3,当面従来通り	原案の とおり	
032-034	重度障害者介護者激励金品 支給事業（単独）	市町村単独事業。市町村間の相違が大きい。 鶴岡 花鉢 藤島 50,000 円 羽黒 50,000 円 櫛引 5,000 円 / 月（60,000 円） 三川 7,000 円 / 月（84,000 円） 朝日 4,000 円 / 月（48,000 円） 温海 52,000 円（県事業非該当者に支給）	所得税 3 万円未満世帯（県事業対象世帯）も対象世帯に加え経過期間実施する。経過期間中に段階的に金額の調整を行い、最終的に鶴岡市の例を基本に調整する。 （寝たきり老人介護者激励金と同様の取り扱い）	1,合併まで 2,経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3,当面従来通り	原案の とおり	

部会名	健康福祉	分科会名	福祉			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況	
032-035	せきずい損傷者福祉手当 支給事業	支給額、対象者に相違（鶴岡、藤島、櫛引） 鶴岡 13,610 円×12 月＝163,320 円 法に基づく手当の受給者は除く。 藤島 12,000 円×12 月＝144,000 円 法に基づく手当との併給あり。 櫛引 10,000 円×12 月＝120,000 円 法に基づく手当との併給あり。	経過期間中に鶴岡市の例を基本に調整する。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り	原案の とおり	
032 - 036	重度心身障害児養育手当 支給事業	市町村独自事業であるが、相違が大きい 鶴岡 年 5,000 円 対象者 145 名 羽黒 年 40,000 円 対象者 9 名 櫛引 年 60,000 円 対象者 2 名	経過期間中に鶴岡市の例を基本とした調整を行う。	1,合併まで 2,経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3,当面従来通り	原案の とおり	
		藤島 年 144,000 円 特児非該当への特例 （対象者が 17 歳であり、16 年度対象者消滅） 三川 年 60,000 円 特児非該当への特例 対象者 1 名 朝日 年 36,000 円 特児非該当への特例 対象者 0 名 温海 年 42,000 円 特児非該当への特例 対象者 0 名	経過期間中に事業廃止	1,合併まで 2,経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3,当面従来通り	原案の とおり	

部会名	健康福祉	分科会名	福祉			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況
032 - 064	紙おむつ支給事業	県事業への各市町村の上乗せ分の相違。 鶴岡 所得要件あり 所得税非課税 月 8,000 円以内 課税～ 12 万 月 4,000 円以内 藤島 所得要件なし 月 9,000 円以内 羽黒 所得要件なし 所得税非課税 月 8,000 円以内 課税～ 月 4,000 円以内 櫛引 所得要件あり 要介護 2 以下 月 5,500 円以内 要介護 3 月 6,500 円以内 要介護 4 以上 月 7,500 円以内 三川 所得要件なし 所得税 5 万円以下 月 8,000 円以内 所得税 5 万円超 月 4,000 円以内 朝日 所得要件あり 所得税非課税 月 8,000 円以内 課税～ 8 万円 月 4,000 円以内 温海 所得要件なし 所得税非課税 月 7,200 円以内 課税～ 月 3,600 円以内		高齢分科会では H17 から新たに検討 を行い、H18 から実施することとし ている。64 歳までは障害で、65 歳か ら高齢での利用となるため、移行時 に大きな変化が生じないようにバラ ンスをとりつつ、H17 に新たな基準 を作成する。	1, 合併まで 2, 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3, 当面従来通り	原案の とおり

部会名	健康福祉	分科会名	福祉			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況	
032 - 070	福祉タクシー券助成事業	対象者、交付基準等、各市町村に大きな相違がある。対象者数が多く影響が大きいため、多額の財源が必要となる） 鶴岡 身障手帳 1～3 級、療育 A、精神 1 級 年 24 枚(一部 30 枚) 対象者 1,680 人 藤島 身障手帳 1～4 級(一部 6 級)療育 AB 養護学校通学者 年 48 枚 対象者 271 人 羽黒 身障手帳 1～3 級、療育 A 年 36 枚 対象者 96 人 櫛引 身障手帳 1～4 級、養護学校通学者 年 24 枚 対象者 55 人 三川 身障手帳 1～4 級、療育 AB、 養護学校通学者 年 48 枚 対象者 63 人 朝日 身障手帳 1～4 級、療育 A 年 24 枚 対象者 25 人 温海 身障手帳第一種、療育 A 年 12 枚 対象者 89 人	経過期間の間に、福祉タクシー券と福祉ガソリン券との選択制をとっている鶴岡市の例を基本に調整を行う。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等、障害者の移動支援策を検討する。	1,合併まで 2,経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3,当面従来通り	原案のとおり	
		(主な意見等) 032 - 070、032 - 071 共通 ・移動支援策が身障者に利用しやすい方法を十分検討していただきたい。				
032 - 071	福祉ガソリン券助成事業	対象者、交付基準等、各市町村に大きな相違がある。対象者数が多く影響が大きいため、多額の財源が必要となる） 鶴岡 タクシー券との選択 年 12 枚(一部 15 枚) 800 円/枚 対象者 433 人 藤島 脊損の手帳所持者、生計同一者 月 456 円×12 枚 対象者 2 人 羽黒 タクシー券との選択 年 12 枚、1,000 円/枚 対象者 54 人 三川 タクシー券との選択 年 48 枚、610 円/枚 対象者 12 人	経過期間の間に、福祉タクシー券と福祉ガソリン券との選択制をとっている鶴岡市の例を基本に調整を行う。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等、障害者の移動支援策を検討する。	1,合併まで 2,経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3,当面従来通り	原案のとおり	

部会名	健康福祉	分科会名	福祉			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況	
033-302	高齢者長寿祝品等伝達事業	対象者・伝達内容・方法について、各町村に大きく差異がある。別表参照	合併までに見直し、新たな基準を作成する。 77歳（喜寿）座布団 88歳（米寿）賀詞 99歳（白寿）記念品・賀詞 100歳 賀詞・記念品・10万円 最高齢者 記念品	1,合併まで 2,経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 3,当面従来通り	原案のとおり	
		（主な意見等） ・ただ調整するというのではなく、その他のサービスやケアを充実するとかということも検討する必要がある。 ・高齢者に現金を給付することが福祉につながるのか疑問である。				
033-303	敬老事業等補助金交付事業	これまで各市町村においてそれぞれの全く違う方法で交付してきている。 鶴岡 数え71歳以上（H19までに75歳に） 自治会等へ @1,100円 朝日 数え70歳以上 地区公民館に委託 @2,500円+30,000円(アトラクション代) 温海 数え70歳以上 @600円	当面従来どおり実施するが、新市において単価、年齢、対象等についての調整を検討する。	1,合併まで 2,経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 3,当面従来通り	原案のとおり	
		櫛引 桃寿荘の敬老会へ @2,000円 三川 なの花荘の敬老会へ @2,600円 朝日 かたくり荘の敬老会へ @2,500円 温海 温寿荘の敬老会へ @600円	特別養護老人ホーム等施設行事への補助は合併までに廃止を検討する。	1,合併まで 2,経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 3,当面従来通り		原案のとおり
（福祉分科会の事務・事業調整の考え方に対する主な意見等） ・今後の福祉施策の方向は、現金・現物給付ではなく、サービス提供を中心に整備を図り、その提供基盤整備を進めるとしておりその方向は理解するが、そのサービスを住民が等しく受けられることを基本に施策を進めていくべきである。						

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
033 - 025	外出に対する支援サービス	・助成額が異なる。 鶴岡市：初乗り運賃相当額 藤島町、三川町、櫛引町：費用の9割 羽黒町：500円を除く費用額 温海町：燃料費実費 朝日村：未実施 ・実施方法が異なる。 羽黒町、温海町：社会福祉法人に委託 他：タクシー会社に委託	合併後に新たな基準を設けて実施する。	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3年以内 ☒ 5年以内 ☐ 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
033 - 026	高齢者福祉タクシーの助成	・藤島町のみが実施している。	3年以内に事業廃止する。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等高齢者の移動支援策について検討を行なう。	1．合併まで 2．経過措置 ☒ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
033 - 041	寝たきり老人紙おむつ支給	・給付基準が異なる。 ○所得要件 鶴岡市は、所得税 12 万円未満を対象としている。 朝日村は、所得税 8 万円以下を対象としている。 他は、所得要件がない。 ○対象者年齢 櫛引、三川、朝日は、65 歳未満の身体障害者等も対象としている。 ・給付内容が各市町村ごと異なる。 月額 2800 円～9000 円	介護保険事業の横出し「市町村特別給付（ 0 3 3 - 2 3 5 ）」で事業を行なう。 基準は鶴岡市の例を基本に、次期介護保険事業計画で検討する。 結果として ・藤島、羽黒、櫛引、三川、温海での給付対象者がせばまる。 ・朝日での対象者が広がる。 ・藤島、羽黒、櫛引での給付金額が下がる。 ・温海での給付金額が上がる。	1．合併まで 2．経過措置 ☒ 1 年以内 ☐ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3．当面従来通り	原案のとおり
033 - 048	寝たきり老人等介護者激励金支給	・鶴岡市、温海町が実施していない。	実施町村の事業を段階的に廃止するとともに、「 0 4 3 家族介護者交流激励支援」「 0 4 4 家族介護者教室」などによる介護家族支援の充実を図る。	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3 年以内 ☒ 5 年以内 ☐ 5 年超 3．当面従来通り	原案のとおり
033 - 068	低所得者利用者負担減免	・鶴岡市のみ保険料第 2 段階まで実施 ・鶴岡市のみ社会福祉法人以外まで実施 ・鶴岡市のみ訪問入浴まで拡大	鶴岡市の例を基本に調整する。 結果として ・鶴岡市以外での減免対象者数が増加する ・鶴岡市以外での減免対象サービスが拡大する ・家族介護手当（「寝たきり老人等介護者激励金支給（ 0 3 3 - 0 4 8 ）」）の廃止に合わせて実施	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3 年以内 ☒ 5 年以内 ☐ 5 年超 3．当面従来通り	原案のとおり

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
033 - 210	介護保険料賦課・更正	・事務処理システムが異なる。 ・温海町の納期が異なる （ 6 ～ 3 月の 1 0 期）。 他は 7 ～ 2 月の 8 期。 ・保険料の基準額が異なる。 4 0 , 2 3 6 円（鶴岡市） ～ 3 5 , 5 2 0 円（三川町） ・保険料決定額の端数処理が異なる。 1 0 0 円単位 鶴岡市、朝日村、温海町 1 0 円単位 藤島町、羽黒町、櫛引町、 三川町 ・暫定賦課の際の保険料段階が違う。 第 3 段階：鶴岡市、藤島町、羽黒町、 三川町、温海町 第 2 段階：櫛引町、朝日村	保険料は、合併市の介護保険事業計画により、1 8 年度で統一する。 事務的なものについては、鶴岡市の例を基本に、合併までに調整する。 結果として ・温海町の納期が 8 期になる。 ・藤島、羽黒、櫛引、三川町の保険料の端数処理が 100 円単位になる。 ・櫛引町、朝日村の暫定賦課の保険料段階が第 3 段階に上がる。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 1 年以内 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	原案のとおり
033 - 211	介護保険料減免	・法定減免は統一されているが、該当要件の詳細に差異がある。	鶴岡市の例を基本に、合併までに調整する。 現在該当している者は少なく、全体への影響は小さい。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	原案のとおり
		・生活困窮者の独自減免については、鶴岡市のみが実施している。	鶴岡市の例を基本に調整する。 町村についても、生活困窮者への独自減免を適用する。 減免に該当した場合の減免率 ・保険料第 1 段階の者 1 / 2 ・保険料第 2 段階の者 1 / 3	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 1 年以内 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り	原案のとおり

部会名	健康福祉	分科会名	社会児童			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
034 - 013	認可保育所(公立)管理運営事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、朝日村の5市町村で実施。 保育内容、人員体制等に違いがある。 (別紙1) (別紙2)	運営方式、勤務形態など保育園全体について、民間委託等の検討も含め、経過措置(5年超)をもって調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 ■ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
034 - 029	保育料	全市町村で実施。 保育料の徴収基準に大きな違いがある。 (別紙3) (主な意見等) ・少子化対策、子育て支援として、慎重な調整を望む。 ・新市として政策的な判断も必要であり大きな問題であるので、小委員会としては「5年超」の調整。	当面は住所地により保育料を算定することとし、5年以内に国の基準を基本に新しい保育料を検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	調整する時期5年超	
034 - 041	集団保育児童館	藤島町、羽黒町、櫛引町、温海町の4町で実施。 保護者負担額、受入れ年齢に違いがある。 16年度藤島町で廃止予定。 (別紙4)	櫛引町の1館を除き5年以内に自由来館型に転換を図る方向で調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
034 - 043	放課後児童対策事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、温海町の6市町で実施。 管理運営方法に違いがある。 (別紙5)	新市において、経過措置(5年超)をもって調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 ■ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	

部会名	健康福祉	分科会名	社会児童			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
034 - 060	遺児教育手当支給事業	鶴岡市、温海町の２市町で実施。 算定基準に違いがある。 鶴岡：両親なし 3,000 円/月 片親 2,000 円/月 温海：両親なし 11,100 円/月 片親 6,100 円/月	５年以内に新基準を作成し、全市で実施する方向で調整する。	１．合併まで ２．経過措置 □ ３年以内 ■ ５年以内 □ ５年超 ３．当面従来通り	原案のとおり	
034 - 062	誕生祝金	羽黒町、温海町の２町で実施。 算定基準に違いがある。 羽黒：３人目以降 20 万円 温海：３人目 10 万円、４人目 30 万円 ５人目以降 50 万円	５年以内に廃止も含めて調整する。	１．合併まで ２．経過措置 □ ３年以内 ■ ５年以内 □ ５年超 ３．当面従来通り	原案のとおり	
(主な意見等) ・少子化対策の一つとして政策的に行ってきたものであり、慎重な検討を望む。 ・行政としても施策の一つとして報奨金という考え方があってもいいのではないか。						
034 - 063	小規模災害の一時扶助	鶴岡市、藤島町、羽黒町、朝日村、温海町の５市町村で実施。 算定基準に違いがある。 (別紙６)	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	１．合併まで ２．経過措置 □ ３年以内 □ ５年以内 □ ５年超 ３．当面従来通り	原案のとおり	

部会名	住民生活・健康福祉・教育			
区分	名称	主な業務	調整内容 (合併の際の取扱い)	協議状況
一部事務組合等	鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合 〔昭和47.4.1設立〕	・廃棄物処理施設の設置、管理運営	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務事業及び財産を新市に引き継ぐ。	原案のとおり
	鶴岡地区消防事務組合 〔昭和48.4.1設立〕	・消防及び救急業務		
	山形県消防補償等組合 〔昭和27.1.23設立〕	(1)非常勤消防団員等の公務災害補償事務 (2)消防団員退職報償支給事務	合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。	
	山形県市町村交通災害共済組合 〔昭和44.3.29設立〕	・交通災害共済事業	(組合との協議の上、決定する。)	
	庄内視聴覚教育協議会 〔昭和47.4.1設立〕	(1)庄内視聴覚ライブラリーの設置及び運営 (2)視聴覚教材、機材の共同購入、共同保管及び共同利用 (3)視聴覚教育の普及及び研究指導 (4)この協議会の目的達成に必要な事項	合併の日の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に協議会に加入する。	原案のとおり
	庄内南地区介護認定審査会 〔平成12.4.1設立〕	(1)各町村から求められた要介護認定等に関する事項に関する審査・判定業務	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務事業及び財産を新市に引き継ぐ。	原案のとおり
第三セクター	(社) 庄内文化財保存会	文化財の発掘・調査・保護・啓蒙、文化財保存の技術的・経済的援助	当面従来どおりとするが、新市においてそれぞれの成り立ち、背景などを踏まえながらも、社会経済情勢の変化等を見据え、改めて設置の意義や業務の公共性、行政が関与する必要性などの視点から、類似業務を行うものの統廃合、組織機構及び公的支援の見直し、民営化等の運営の改善、合理化に努める。 特に、第三セクターに対する公の施設の管理委託については、地方自治法の改正による指定管理者制度の活用を積極的に検討する。 なお、出資金は新市に引き継ぐものとし、株主の名義変更等については、合併後に所定の手続きをとる。	原案のとおり
	(財) 藤島町文化スポーツ事業団	芸術文化・生涯学習、スポーツの普及及び振興に関する事業		
	(株) 鶴岡地区クリーン公社	一般廃棄物の資源再生処理、資源再生施設の管理運営等		